



ビジネスプランコンテスト受賞者向け 事務所等賃料補助金 ご説明資料

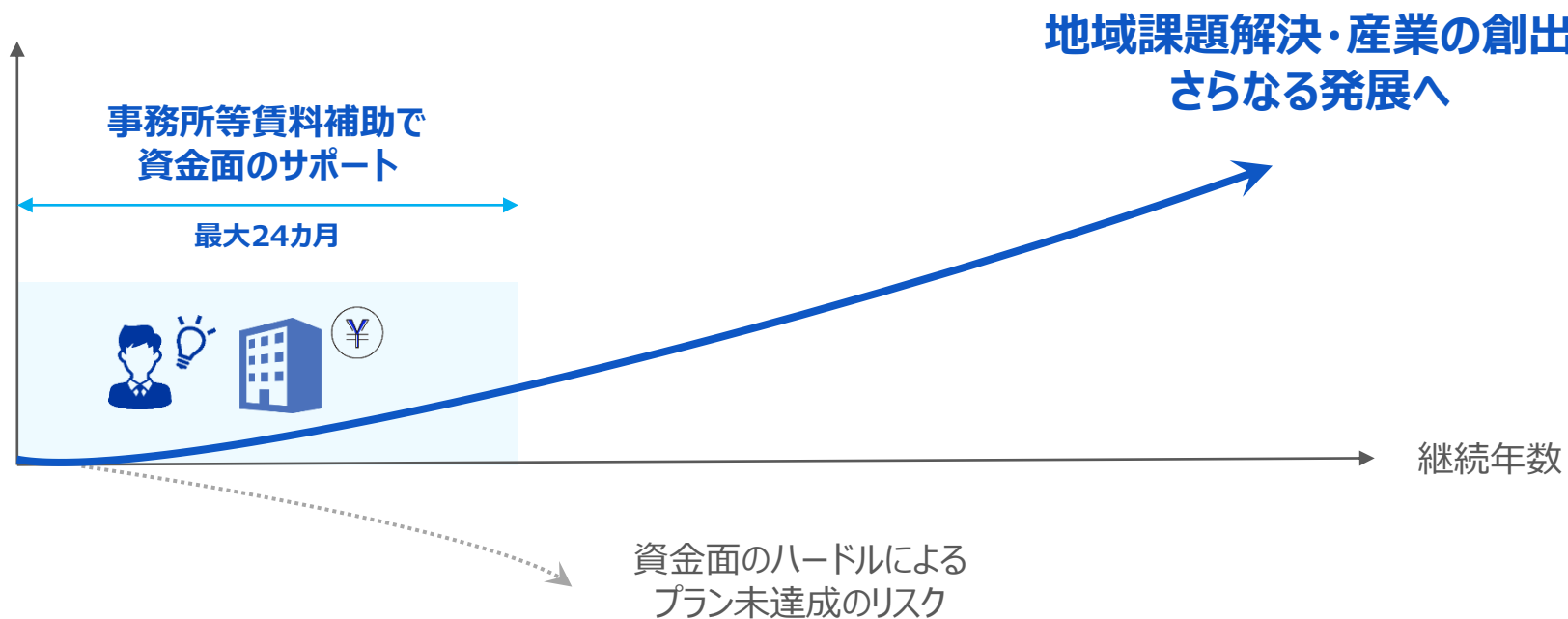
荒川区

経営支援課 産業活性化係

事業の目的

ビジコン受賞者が受賞プランに基づく事業をスタートするとともに、事業を継続・拡大していくために、資金的なサポートにより経済的負担の軽減を図ります。受賞者は荒川区に根付いていただき、区内の産業振興、雇用、地域のにぎわいの創出を図ることを目的とします。

事業規模



ビジネスプランコンテスト入賞者で以下の①～③に全て該当する方が対象です。

ビジコン入賞者

1

✓ 中小企業者かつ区内に本社がある

※未創業の場合は交付決定日の翌日から起算して6か月以内に創業すること

2

✓ 大企業が経営に実質的に参画していない

✓ フランチャイズチェーンの加盟店等ではない

3

✓ 他の賃料補助金を受けていない

✓ 過去に本補助金を受けていない

※ ①～③に該当しても風俗営業を営む方、暴力団関係者、税金を滞納している方は不可です。

補助対象となる事務所

3つの条件を全て満たしていることが必要です。

条件1

- ✓ 区内に所在する事務所等で、本人が賃貸借契約を締結している

条件2

- ✓ 貸主が以下の関係ではないこと
 - ① 3親等以内の親族
 - ② 親族が経営する会社又はグループ会社その構成員
 - ③ 本人が経営する会社又はグループ会社又はその構成員

条件3

- ✓ 住居と兼用していないこと

補助対象となる経費

補助対象となる経費は事務所等の賃料に要する費用です。

対象となる経費



事務所等の賃料に要する費用



対象とならない経費



敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、駐車場料金等の維持管理費



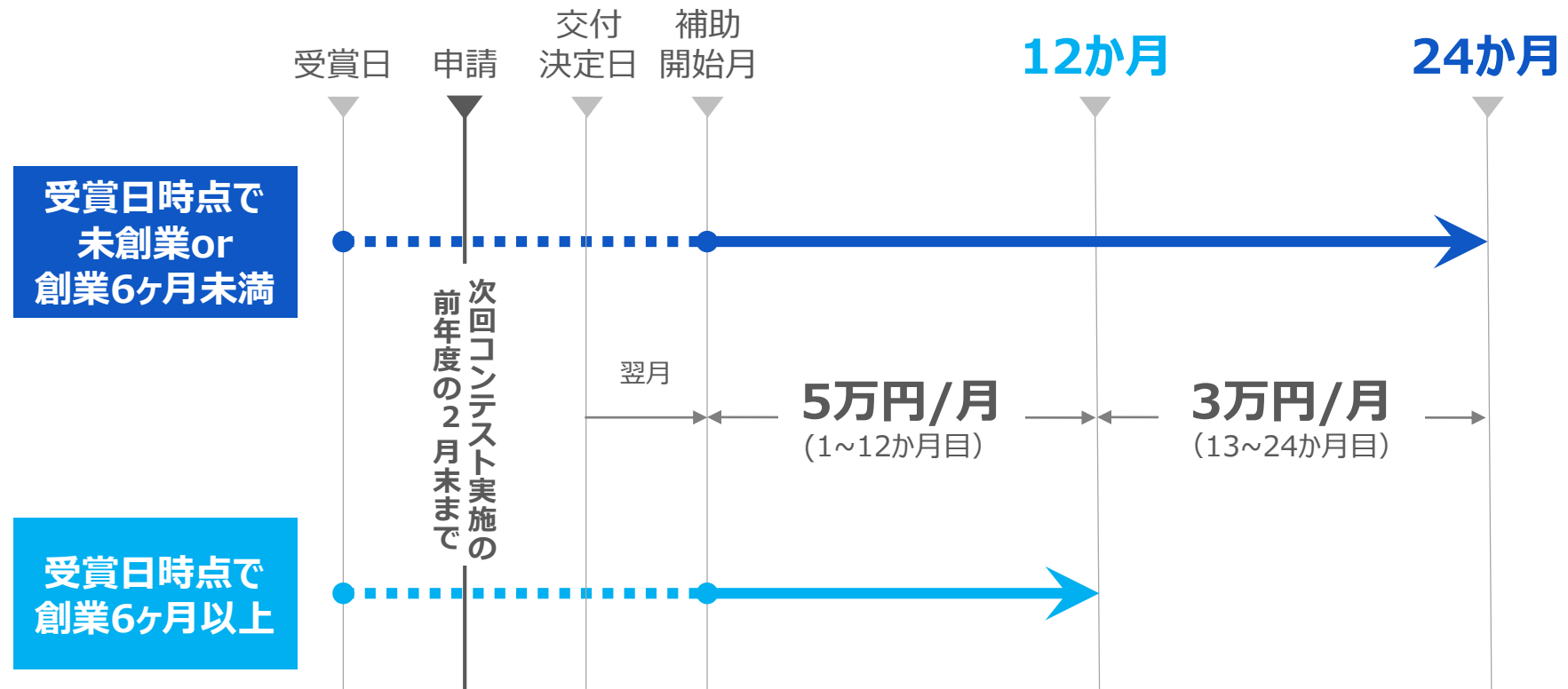
振込手数料等の間接経費



その他区長が対象とならないと判断した経費

補助対象の期間

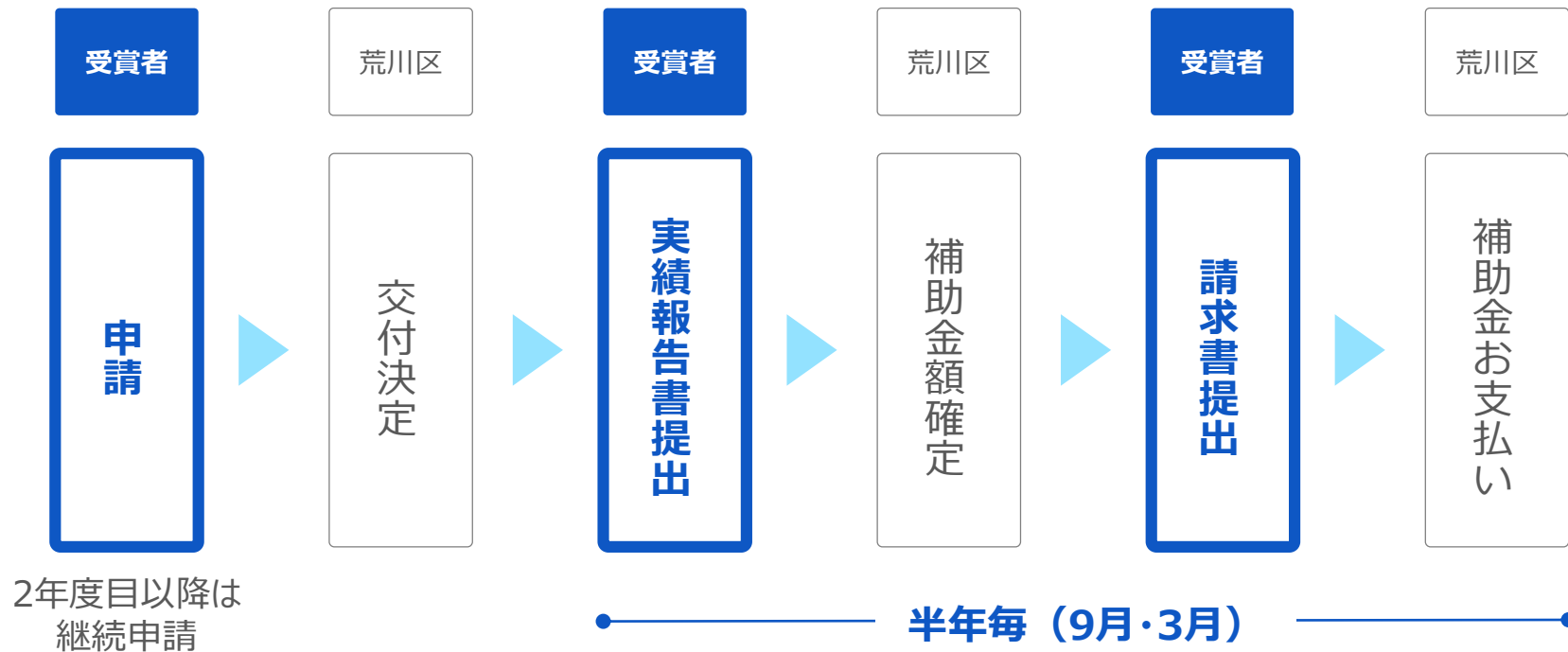
ビジコン受賞日の時点で、未創業又は創業6ヶ月未満の方は最大24か月、創業6か月以上の方は最大12か月補助いたします。



※補助開始月は交付決定日の翌月からです。ただし、申請時点で①創業、②事務所の契約を済ませてない場合は①、②ともに完了した日の翌月が補助開始月となります。また、交付決定日の翌日から6ヶ月以内に①、②ともに済ませる必要があります。

補助までの流れ

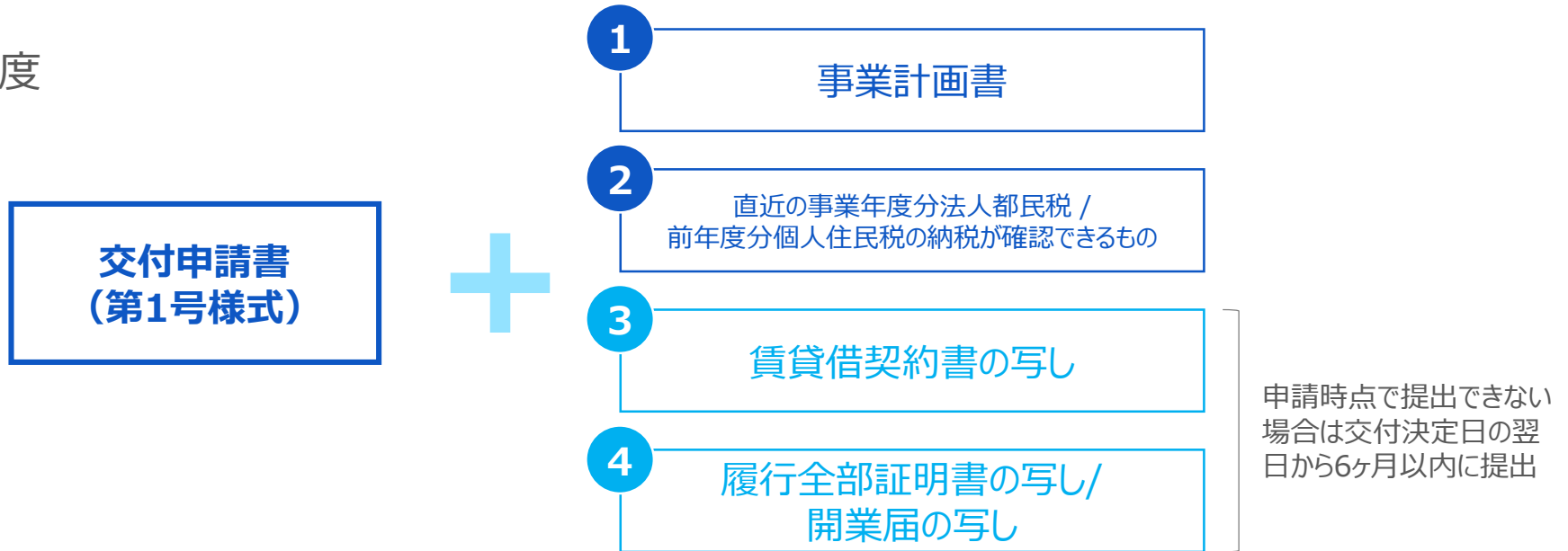
必要書類を添えて申請し、その後は半年毎に実績報告をしていただきます。
請求書の提出後は概ね1か月程度で所定の口座へ入金いたします。



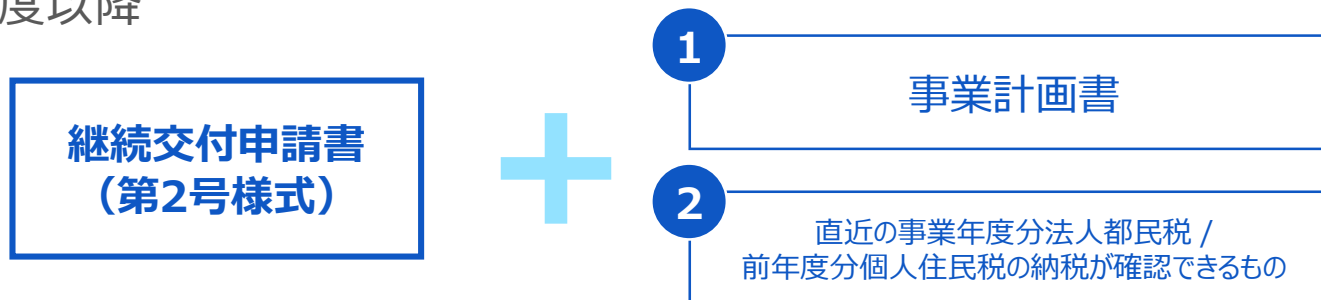
申請に必要な書類

受賞日から次回のコンテストを実施する年度の前年度2月末日までに必要書類を添えて提出していただきます。

初年度



次年度以降



実績報告に必要な書類

4～9月までの実績を9月末日まで、10～3月までの実績を3月末日までに必要書類を添付して提出していただきます。

書類	内容・備考
1 実績報告書（第8号様式）	実績額を記入していただきます
2 事業報告書（第8号様式別紙）	事業の実績や課題等を記入していただきます
3 履歴事項全部証明書の写し	法人の場合 ※原則3月以内に発行されたもの
4 開業の届出を行ったことを証する書類の写し	個人の場合
5 確定申告書の写し	個人の場合
6 許認可等を証明する書類の写し	許認可等を要する事業を営んでいる場合
7 事務所等の賃貸借契約書の写し	
8 賃料の支払いを証明する書類の写し	領収書、口座の写し等

※3～7は初回の実績報告時に提出

お問合せ先

荒川区 経営支援課 産業活性化係

E-mail: sogyoitshien@city.arakawa.lg.jp



荒川区